**平成２６年（フ）第４２１号**
岐阜市月ノ会町２丁目30番地　Ｍ　ＨＩＬＬ’Ｓ　30－３Ｄ号室
債務者　澁井麻紀子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第８１号**
岐阜市長良2435番地１　松籟荘３棟３－32、申立時の住所岐阜市長良3459番地54
債務者　井坂　明子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第１３０号**
岐阜市加納高柳町４丁目１番地　はずき荘２－Ａ号室
債務者　奥田　一由
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第２３号**
岐阜県多治見市大原町１丁目82番地の１　グランシャリオ大原Ⅰ－105
債務者　水野　義治
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２７年（フ）第２４号**
岐阜県多治見市大原町１丁目82番地の１　グランシャリオ大原Ⅰ－105
債務者　水野真由美
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２７年（フ）第７号**
静岡県下田市立野83番地の14　コーポ大祐101
債務者　秋田亜希子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
静岡地方裁判所下田支部

**平成２７年（フ）第２７号**
三重県名張市木屋町812番地30
債務者　嶌津　至孝
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２７年（フ）第１５２号**
兵庫県赤穂市高野536番地54
債務者　南　　大輝
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２７年（フ）第１００号**
奈良市西之阪町17番地　市営住宅３－305号
債務者　中西　一徹
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
奈良地方裁判所

**平成２７年（フ）第１０９号**
奈良市芝辻町３丁目５番35Ａ－310号
債務者　川口　金良
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
奈良地方裁判所

**平成２６年（フ）第９８７号**
広島市安佐北区安佐町大字小河内3627番地
債務者　見谷　博孝
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２６７号**
広島県東広島市高屋町小谷1905番地17
債務者　餅川満梨渚
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２８３号**
広島県安芸郡海田町砂走10番33号
債務者　三谷　勝義
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２９１号**
広島市西区三篠町３丁目12－４　陽光ビル401号、住民票上の住所山口県玖珂郡和木町和木５丁目４番25号
債務者　立野　洋祐
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１６号**
山口県下関市上田中町４丁目８番31号
債務者　東本　眞悟
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２７年（フ）第３５号**
福岡県久留米市西町112番地２　十二軒屋団地１棟14号
債務者　小林ゆりえ
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２７年（フ）第５８号**
福岡県久留米市田主丸町田主丸881番地10　石崎コーポ第２－101
債務者　土居　秀典
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部